

○豊中市立青少年自然の家条例

平成20年3月31日

条例第13号

改正 平成20年12月25日条例第51号

平成24年9月28日条例第51号

平成25年9月30日条例第41号

令和2年3月19日条例第9号

(設置)

第1条 豊かな自然環境の中での自然体験活動、野外活動及び団体生活を通じて、青少年の主体性、創造性及び協調性を養うことにより、生きる力と互いの人格を認め合う心を育み、もって青少年の健全育成を図るため、青少年自然の家を設置する。

(名称及び位置)

第2条 青少年自然の家（以下「自然の家」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊中市立青少年自然の家
- (2) 位置 大阪府豊能郡能勢町宿野

(事業)

第3条 自然の家は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年の団体による自然体験活動、野外活動及び団体生活の場の提供
- (2) 自然体験活動、野外活動及び団体生活に関する指導、助言及び催しの開催
- (3) 自然体験活動、野外活動及び団体生活に関する情報の収集及び提供
- (4) 自然体験活動、野外活動及び団体生活の指導者の育成及び支援
- (5) その他市長が必要と認める事業

2 市長は、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、自然の家の施設を一般の利用に供することができる。

(使用承認)

第4条 自然の家の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を変更するときも同様とする。

(使用制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、自然の家の施設の使用を承認しない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) その他市長が適当でないとき。

（使用承認の取消し等）

第6条 市長は、自然の家の施設の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

(1) 使用承認の条件に違反したとき。

(2) この条例若しくはこれに基づく市規則の規定に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。

(3) 承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。

(4) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。

(5) 管理上支障があるとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更又は使用承認の取消しによって使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

（入所の禁止）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者には、入所を禁止し、又は退去を命じることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者

(2) 管理上必要な指示に従わない者

(3) その他管理上支障があると認める者

（使用者の義務）

第8条 使用者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

(1) 承認を受けた目的以外に使用し、又は権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。

(2) 使用承認のない物件を使用しないこと。

(3) 建物、附属物、器具又は立木等を滅失又はき損しないこと。

(4) 火災防止に注意し、指定された場所以外では火気を使用しないこと。

(5) 使用後は、速やかに原状に回復し、清掃すること。

(6) その他市長が指示したこと。

(設備の承認等)

第9条 使用者は、特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 使用者は、前項の規定により設備又は装飾をしたときは、使用後速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。第6条第1項の規定により使用承認を取り消されたときも同様とする。

3 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第10条 使用者の責めに帰すべき理由によって建物、附属物、器具又は立木等を滅失し、又はき損したときは、使用者においてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、自然の家の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により自然の家の管理を指定管理者に行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 自然の家の使用承認、その取消しその他自然の家の使用に関する業務
- (3) 自然の家の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手續)

第12条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者に自然の家の管理を行わせようとするときは、公募する。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により同項に規定する書類の提出があったときは、次に掲げる基準に基づき、最も適当であると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- (1) 市民の平等な利用が確保され、かつ、サービスの向上が図られるものであるこ

と。

- (2) 事業計画書の内容が自然の家の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的・効果的な運営が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) その他自然の家の設置の目的を効果的に達成できることを判断するために必要なものとして市規則で定める基準に適合するものであること。

4 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、豊中市青少年自然の家指定管理者選定評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第1項ただし書の規定により公募を行わないときは、この限りでない。

(協定の締結)

第13条 指定管理者の指定を受けたものは、自然の家の管理に関し、市長と協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第14条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、市規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(利用料金)

第15条 市長は、指定管理者に自然の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(利用料金の前納及び返還)

第17条 使用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い、

その全部又は一部を返還することができる。

(指定の取消し等による損害)

第18条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市はその責めを負わない。

(指定管理者の原状回復義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、自然の家の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者の損害賠償義務)

第20条 指定管理者は、故意又は過失により自然の家の施設、設備又は立木等を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第21条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、その業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自然の家の管理目的以外の目的に利用してはならない。

(指定管理者の管理の基準)

第22条 自然の家の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用時間及び休所日は、自然の家の利用形態、使用者の便宜等により市長の承認を得て定めること。
- (2) 自然の家の管理に関し保有する個人情報（豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じること。
- (3) 自然の家の管理に関し保有する情報の公開について必要な措置を講じること。
- (4) その他法令、この条例、この条例に基づく市規則その他市長の定めるところに従い、自然の家の管理を行うこと。

(指定等の告示)

第23条 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨

を告示しなければならない。

(管理状況の評価)

第24条 指定管理者は、その指定の期間において、自然の家の管理状況について、豊中市青少年自然の家指定管理者選定評価委員会の評価を受けなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(豊中市青少年自然の家指定管理者選定評価委員会)

第25条 指定管理者の選定及び管理状況の評価について調査審議するため、豊中市青少年自然の家指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第13条から第22条までの規定は、平成22年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 豊中市立青少年野外活動センター条例（昭和37年豊中市条例第24号）

(2) 豊中市立少年自然の家条例（昭和48年豊中市条例第28号）

3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の豊中市立青少年野外活動センター条例又は廃止前の豊中市立少年自然の家条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 第14条第3項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、同条の規定の例により、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成20年12月25日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第51号）

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

2 他の条例の一部改正に伴う経過規定〔略〕

3 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成25年9月30日条例第41号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第9号）

4 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

種別		区分	利用料金
宿泊する 場合	宿泊室（宿泊に使用する別表第2に掲げる和室（大）又は和室（小）を含む。）	小人	1人1泊につき 450円
		大人	1人1泊につき 750円
	テント（宿泊に使用する別表第2に掲げる山小屋を含む。）	小人	1人1泊につき 300円
		大人	1人1泊につき 600円
宿泊しない場合		小人	1人1日につき 150円
		大人	1人1日につき 450円

備考

- この表における「小人」とは、15歳未満の者及び15歳に達した日から、その日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。
- この表における「大人」とは、小人以外の者をいう。
- 市外居住者（大阪府豊能郡能勢町に居住する者を除く。以下同じ。）が使用するときは、当該利用料金の10割の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を加算する。

別表第2

施設名	利用料金（1日につき）
研修室	3,000円
和室（大）	3,750円
和室（小）	2,250円
山小屋	3,750円

備考 市外居住者が使用するときは、当該利用料金の10割の範囲内で指定管理者が市

長の承認を得て定めた額を加算する。